

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 5 月 2 日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企 画 課  
障 害 福 祉 課  
精神・障害保健課

### 障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年 1 月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年 7 月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、全国障害保健福祉関係主管課長会議等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての運用ルール、注意事項などを別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村（指定都市及び特別区を含む。）、一部事務組合及び広域連合に周知していただくとともに、管内市町村等における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

## 障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての副本ルール等

情報照会者及び情報提供者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報の提供を適切に行うための留意事項等については、平成 29 年 2 月 20 日府番第 31 号「『提供すべき情報の属する年度』に係る取扱い等について」（参考資料）（以下「内閣府通知」という。）において示されているところである。

内閣府通知では、同通知に定めるほか、必要な事項については、制度所管府省において適切な基準を設定することとされたところであり、本事務連絡において、障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等を示すこととする。

### 1. 障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール

#### (1) 正本データ及び副本データの登録（更新）期限

地方公共団体向け中間サーバーへの副本データの登録については、通常、既存業務システムに格納する確定データ（以下「正本データ」という。）の登録後に行われる。既存業務システムへの正本データの登録（更新）期限は、原則決裁終了など当該個人のデータが確定した当日中とする。

また、中間サーバーへの副本データの登録期限は、原則「正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前まで」とする。

ただし、中間サーバーへの副本データの登録期限について、システムの都合によって上記期限までの登録が困難な場合は、出来るだけ速やかに副本データを登録することとする。

また、中間サーバーへの副本データの登録について、やむを得ない事情により、番号利用法第 21 条第 2 項の規定による総務大臣からの通知を受ける都度、中間サーバーに副本登録を行う場合の取扱いについては、現在内閣官房において検討中であり、別途周知される予定である。

#### (2) 情報連携開始時点の情報提供対象

「情報連携開始時点の情報提供対象」とは、平成 29 年 7 月の情報連携開始時点において、いつ時点の情報から提供対象とするのかを指すものであるが、内閣府通知に従い、原則「平成 28 年 1 月 1 日以降の特定個人情報」を提供するものとする。

#### (3) 副本データとして保存すべき情報の年限

情報ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供

者が提供すべき情報の属する年度は「5か年度」と定められる予定であるが、これを踏まえ、副本データとして保存すべき情報は、「5年」とする。

上記をまとめると次のようになる。

【障害福祉分野における特定個人情報の副本登録期限等】

特定個人情報		副本登録 (更新) 期限	情報連携開始時点 の 情報提供対象	副本データとして 保存すべき情 報の年限
8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	全ての項目	正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前までただし、システム上それが困難である場合はできる限り速やかに登録（更新）するものとする。	平成 28 年 1 月 1 日以降	5 年
9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報				
10 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報				
24 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報				
25 児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報				

特定個人情報		副本登録 (更新) 期限	情報連携開始時点 の 情報提供対象	副本データとして 保存すべき情 報の年限
78 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	※児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給情報を除く	正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前までただし、システム上それが困難である場合はできる限り速やかに登録（更新）するものとする。	平成 28 年 1 月 1 日以降	5 年
26 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	全ての項目		平成 28 年 1 月 1 日以降  ※平成 28 年 1 月 1 日現在の手当受給資格者及び同日以降に認定された受給資格者が対象となる。 ※平成 28 年 1 月 1 日時点で保有する情報から直近の情報までが、情報提供対象となる。	
51 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	手当情報-特別児童扶養手当情報 手当情報-障害児福祉手当情報 手当情報-特別障害者手当情報			
52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	特別児童扶養手当の支給情報			
74 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	全ての項目			

特定個人情報		副本登録 (更新) 期限	情報連携開始時点 の 情報提供対象	副本データとして 保存すべき情報 の年限
20 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報	身体障害者福祉法による身体障害者手帳	原則として、正本データが確定又は登録(更新)された日の翌々開庁日の業務開始前まで。 ただし、システム上それが困難である場合はできる限り速やかに登録(更新)するものとする。	平成 28 年 1 月 1 日以降 (詳細は※1※2のとおり)	手帳が有効である間、及び手帳返還後 5 年
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳			5 年

※1 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する情報の「平成 28 年 1 月 1 日以降の特定個人情報」とは、次のものをいう。

- ・平成 28 年 1 月 1 日時点で身体障害者手帳交付台帳又は精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載されている者に関する、平成 28 年 1 月 1 日時点の特定個人情報及びそれ以降に等級変更等により更新された特定個人情報。
- ・平成 28 年 1 月 1 日以降に身体障害者手帳交付台帳又は精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載された者に関する、記載された時点の特定個人情報及びそれ以降に等級変更等により更新された特定個人情報。
- ・ただし、平成 28 年 1 月 1 日から本運用ルールが示されるまでの間に、再交付等により情報が更新された場合で、システム等の制約上、更新前の情報がバックアップできていないこと等により、特定個人情報を保有していない場合を除く。

※2 次のいずれにも該当する者の個人情報は、特定個人情報として管理できないため、情報連携開始時点においては、情報提供ネットワークシステムによる情報提供ができない。そのため、当該者の個人情報については、個人情報と個人番号が紐付けられ、特定個人情報として管理することとなった時点より、情報提供を行うこととする。

- ・平成 28 年 1 月 1 日より前に手帳が交付された者であって、平成 28 年 1 月 1 日以降に更新等がなく、手帳所持者本人から個人番号を入手する機会がないことにより、個人情報と個人番号の紐付けができない場合。

- ・身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請においては、性別の記載を不要としていること及び転居などにより身体障害者手帳交付台帳又は精神障害者保健福祉手帳交付台帳と住民基本台帳の住所が一致しないことから、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークから個人番号を取得することが困難であり、個人情報と個人番号の紐付けができない場合。

#### (4) その他注意事項

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）による給付に関する提供情報（特定個人情報 8、9、10、23、24、25、78）のうち、「支給開始年月」「支給終了年月」等と名称がついているデータ項目については、金銭等を実際に支給した年月ではなく、「給付対象の年月」を副本として入力すること。たとえば、平成29年1月分の障害児入所給付費を平成29年2月に支払った場合、支給年月に入力するデータは平成29年1月である。一方、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給に関しては別段の考慮を要するため注意されたい（「2. 特定個人情報データ標準レイアウトのデータ項目定義について」表内参照）。
- ・ 特定個人情報 8 のデータ標準レイアウトにおいて、データ項目「障害支援区分コード」は2桁で設定することとしているが、データ項目説明欄で参照することとしている「総務省 中間標準レイアウト」中、「非該当者」については1桁のコードが定義されている。当該コードを入力する際には、頭に「0」を付けて2桁にすることで対応されたい。
- ・ 特定個人情報 8 及び 10 のデータ標準レイアウトにおいて、データ項目「介護給付費等支給情報」（10においては「障害児通所支援支給情報」）は、サービス種別毎に設定することとされており、そのため同一期間に複数のサービスを利用し、データ項目「サービス種別コード」が異なる介護給付費等が支給されている場合（10においては障害児通所支援が行われている場合）、レコードは複数作成されるものと考えている。その際、照会キーとなる「支給開始年月」及び「支給終了年月」（10においては「支給開始年月日」及び「支給終了年月日」）には、それぞれ、支給されたサービス種別コードに対応した内容を設定いただきたい。
- ・ 特定個人情報 8 及び 10 のデータ標準レイアウトにおいて、データ項目「サービス種別コード」を「総務省 中間標準レイアウト仕様」のコード一覧表より設定することとしているが、当該レイアウト仕様については、平成29年5月1日に改訂され、各サービスコードが、「障害者自立支援給付支払等システムに係るインターフェース（共通）仕様のコード一覧（決定サービスコード）を参照」する内容に変更となっていることから、注意されたい。

(参考：インターフェース仕様書)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12200000-Shakai-engokuyokushougai-hokenfukushibu/150330-2.pdf>

## 2. 特定個人情報データ標準レイアウトのデータ項目定義について

特定個人情報「20 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」、「26 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当の支給に関する情報」及び「74 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」については、以下のようにデータ項目定義を記載したので参考にされたい。

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
20 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	TK00002000000010	身体障害者手帳情報	身体障害者手帳情報がある場合は、配下の項目を指定する。 範囲指定で複数の身体障害者手帳情報が存在する場合は繰り返し項目として設定する。
	TK00002000000020	身体障害者手帳初回交付年月日	身体障害者手帳の初回交付日を指定する。
	TK00002000000030	身体障害者手帳返還年月日	身体障害者手帳を返還した日を指定する（手帳の効力がなくなった日及び返還命令のあった日を含む。）。
	TK00002000000040	身体障害者手帳再交付年月日	身体障害者手帳の再交付（障害等級の変更、障害名や障害部位追加による再交付）の効力が発生した日を指定する。 ※ 汚損や破損等による再交付については、障害情報として必要とされるものではないため、データ項目「再交付年月日」に登録する必要はない。なお、汚損や破損等による再交付であっても新たに交付番号を付与する運用等を行っており、その際に異なる正本データを作成する場合については、副本登録においても新たにレコードを作成することとする。

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
20 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	TK00002000000050	身体障害者手帳番号	個人が身体障害者手帳を所有している場合、その手帳に振られている番号を指定する。
	TK00002000000060	身体障害者手帳等級コード	身体障害者手帳等級（総合等級）を指定する。
	TK00002000000065	障害名	障害名を指定する。 ※ 複数の障害を持つ場合、すべての障害名を登録する（ただし、200文字以内）。
	TK00002000000080	身体障害者手帳障害情報	障害の内容に関する情報を指定する。 複数の部位に障害がある場合、該当する部位の分を繰り返す。
	TK00002000000090	身体障害者手帳等級障害程度コード	身体障害者手帳等級（個別障害の障害程度）を指定する。
	TK00002000000110	身体障害者手帳部位コード	身体障害者手帳部位（個別障害の部位）を指定する。
	TK00002000000120	身体障害者手帳障害認定日	個別障害の障害を当初認定した日を指定する。
	TK00002000000140	精神障害者保健福祉手帳情報	精神障害者保健福祉手帳情報がある場合は、配下の項目を指定する。 範囲指定で複数の精神障害者保健福祉手帳情報が存在する場合は繰り返し項目として設定する。
	TK00002000000150	精神手帳番号	個人が精神障害者手帳を所有している場合、その手帳に振られている番号を指定する。
	TK00002000000160	精神手帳交付年月日	精神手帳の初回交付日を指定する。
TK00002000000170	精神手帳返還年月日	精神手帳を返還した日を指定する（手帳の効力がなくなった日）。	

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
20 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	TK00002000000180	精神手帳再交付年月日	精神手帳の再交付(更新、等級変更時の再交付)の効力が発生した日を指定する。 ※ 等級変更、更新、汚損や破損の場合以外で、精神障害保健福祉手帳を再度新たに交付し直した場合(手帳を一度返還し、再交付する場合等)には、「精神手帳再交付年月日」を更新するのではなく、新たな交付としてレコードを作成する。
	TK00002000000190	精神手帳等級コード	精神手帳等級を指定する。 以下の精神手帳等級コードを指定する。 01: 1級、02: 2級、03: 3級
	TK00002000000210	精神手帳有効期間終了年月日	精神障害者手帳の有効期間終了日を指定する。
26 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	TK00002600000010	特別児童扶養手当の支給情報	特別児童扶養手当の支給情報を設定する。
	TK00002600000030	支給情報	支給情報が複数存在する場合に繰り返す。(支給開始年月～終了年月までを繰り返しの単位とする。)
	TK00002600000040	支給開始年月	特別児童扶養手当支給を開始する年月を設定する。
	TK00002600000050	支給終了年月	特別児童扶養手当支給を終了する年月を設定する。 ※ 所得状況届によって支給の判定がなされる終了月(毎年7月)を設定する。実際に資格喪失したら、その年月に更新する。
	TK00002600000060	改定年月	支給額が改定(物価スライドや対象児童の変更等)された年月を記入する。

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
26 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	TK00002600000070	障害児数（1級）	1級の障害児数を設定する。
	TK00002600000080	障害児数（2級）	2級の障害児数を設定する。
	TK00002600000090	手当月額	月ごとの特別児童扶養手当支給額を設定する。 ※ 支給停止の場合は「0」を記載する。 ※ 手当月額に変動があれば随時更新する。 ※ 過払いについては返納金債権を含まない額を、内払い調整については実際の支払額を入力する。
	TK00002600000100	証書発行年月日	特別児童扶養手当証書を発行した年月日を設定する。
	TK00002600000110	支給情報（年）	照会条件に属する支給年度の情報を設定する。
	TK00002600000120	支給年度	特別児童扶養手当の支給年度（8/1～7/31）を設定する。 例）2016（年度） ＝2016年8月～2017年7月
	TK00002600000130	特別児童扶養手当年間支給額	特別児童扶養手当の支給額（年間の総額）を設定する。 ※ 1年間に支給された額（実績）を記入すること。額が確定するまでは空欄のまま差し支えない。
	TK00007400000010	特別児童扶養手当等の支給情報	障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給情報を設定する。

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
74 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	TK00007400000020	対象年月	実際の支払い月（5月、8月、11月、2月）に、支払対象となる各月のレコードを作成し、確定した月額を入力することとする。 ※ ただし、資格情報の異動や物価スライド等に関する副本への随時の登録を妨げるものではない。また、システム上対応が困難な場合、月次での入力でも差し支えない。
	TK00007400000030	障害児福祉手当支給情報	それぞれ、この項目以下のデータセットは、支給が「有」の場合のみ記入する。
	TK00007400000120	特別障害者手当支給情報	
	TK00007400000210	福祉手当（経過的福祉手当）支給情報	
	TK00007400000040, TK00007400000130, TK00007400000220	支給開始年月	各手当の支給を開始する年月情報を設定する。
	TK00007400000050, TK00007400000140, TK00007400000230	改定年月	物価スライド等の理由により、各手当額を改定した年月情報を設定する。
	TK00007400000060, TK00007400000150, TK00007400000240	支給終了年月	各手当の支給を終了する年月情報を設定する。 ※ 所得状況届によって支給の判定がなされる終了月（毎年7月）を設定する。実際に資格喪失したら、その年月に更新する。
	TK00007400000070, TK00007400000160, TK00007400000250	手当月額	月ごとの各手当の支給額を設定する。 ※ 支給停止の場合は「0」を記載する。

特定個人情報	情報項目コード	データ項目	データ項目説明
74 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	TK00007400000080, TK00007400000170, TK00007400000260	通知書発行年月日	各手当の認定通知書の発行年月日を設定する。
	TK00007400000090, TK00007400000180, TK00007400000270	支給情報（年）	照会条件を含む年度の情報を設定する。
	TK00007400000100, TK00007400000190, TK00007400000280	支給年度	各手当の支給年度（8/1～7/31）を設定する。 例）2016（年度） ＝2016年8月～2017年7月
	TK00007400000110	障害児福祉手当年間支給額	各手当の年間支給額を設定する。
	TK00007400000200	特別障害者手当年間支給額	※ 1年間に支給された額（実績）を記入すること。額が確定するまでは空欄のまま差し支えない。
	TK00007400000290	福祉手当年間支給額	

### 3. その他

#### （1）年金機構との情報連携について

番号利用法附則第3条の2第2項により、「平成29年11月30日までの間において政令で定める日」までの間においては、年金機構は情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者になれず、年金機構との情報連携はできないこととされている。当該政令公布後、運用テストのスケジュール等については改めて通知する予定である。

#### （2）情報提供ネットワークシステムを介した「地方税関係情報」の照会について

平成29年1月25日付事務連絡「障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について」別紙の2. その他において、「情報提供ネットワークシステムを介した『地方税関係情報』の照会については、地方税法に基づく守秘義務との関係上、情報照会を行う事務手続きの根拠法令に、本人（中略）に対する質問検査権及びそれに応じない場合の担保措置（罰則等）がない場合、（中略）本人の同意を取ることが必要とされた」と記載しており、その上で、「障害保健福祉分野の『地方税関係情報』を扱う各事務手続における法令上の整理やそれに伴う本人同意の取り扱いについては、別途通知等により本年度中に周知する」としていただいているところである。

この点、障害保健福祉分野の各事務手続において、地方税関係情報を情報照会する手続きに関してはいずれも、本人の同意は不要である。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525>